

2020年3月6日

中国日本商会 会員各位  
関係各位

日中経済協会北京事務所  
中国日本商会

## 新型コロナウイルスに関する第6回アンケート結果のご報告

新型コロナウイルスの感染拡大に対する北京市内の日系企業の事業所の対応状況について、日中経済協会北京事務所と中国日本商会の共同でこれまで6回のアンケート調査を実施いたしました。状況が刻々変化する中、前回と同様の設問を中心に、状況の変化を共有し、各種ご判断の参考にしていただけたら幸いです。毎回も短時間での回答をお願いしておりますところ、今回も前回に迫る多数のご回答をいただき、大変ありがとうございました。

◆ これまでのアンケート結果：第1回、第2回、第3回、第4回、第5回

### 調査概要

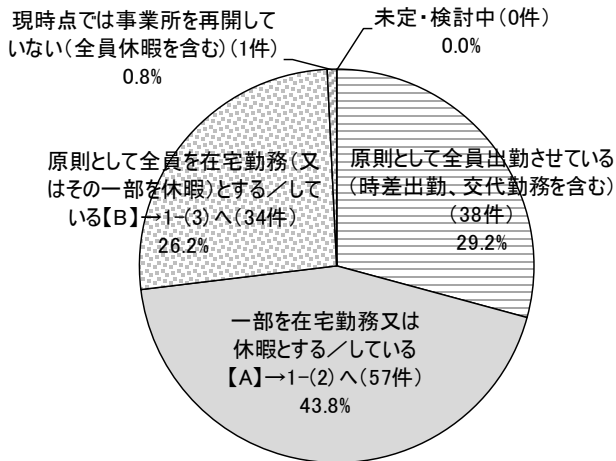
- 実施期間：2020年3月5日（木）13:30～3月6日（金）12:00（約1日）
- 案内先：中国日本商会 市内法人会員 539社
- 有効回答：130件（同一企業からの重複回答は無かった）
- 回答業種の内訳：

中国日本商会における所属部会・分科会名	略称	回答数	比率%
商社	商 社	14	10.8
工業1（重工業、プラント、建設、エネルギー、自動車等製造業）	工 1	25	19.2
工業2（電機、電子、IT〔ソフトウェア含む〕等製造業）	工 2	15	11.5
工業3（化学グループ）	工 3 化学	4	3.1
工業3（ライフサイエンスグループ・医薬品）	工 3 医薬	9	6.9
工業3（ライフサイエンスグループ・医療機器）	工 3 医機	3	2.3
工業3（ライフサイエンスグループ・化粧品）	工 3 化粧	0	0.0
工業3（その他）	工 3 その他	11	8.5
金融（銀行、証券、損保、生保、政府系金融）	金 融	16	12.3
運輸・サービス（運輸、倉庫業）	運 輸	7	5.4
運輸・サービス（流通業、サービス業）	サービ	22	16.9
団体	団 体	4	3.1
	合計	130	100.0

## 集計結果

### 設問1 平常の出勤体制に戻すにあたって

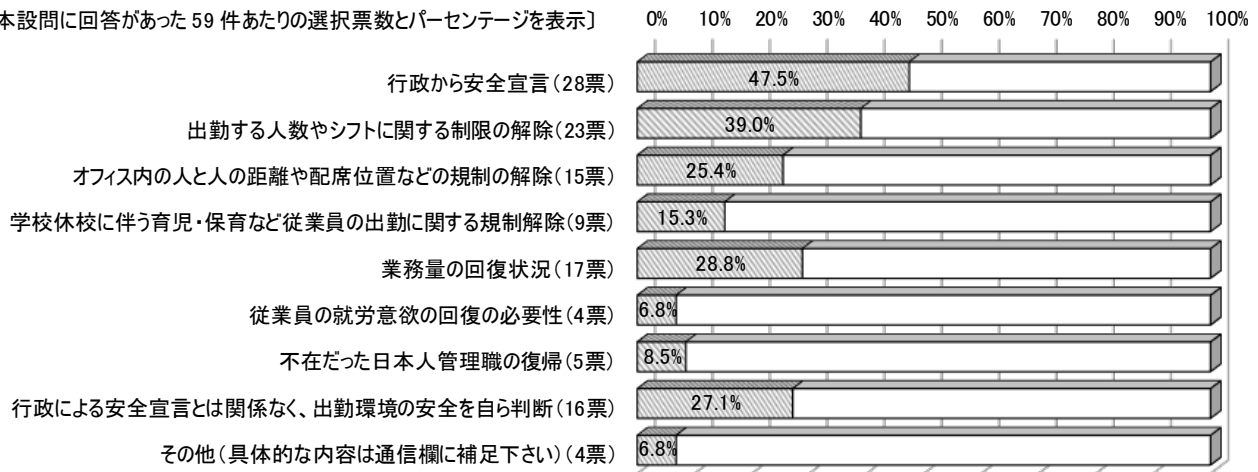
#### 1-(1) 北京の事業所の現在の出勤体制（択一）



- 原則として全員出勤させている(時差出勤、交代勤務を含む)(38件)
- 一部を在宅勤務又は休暇とする／している【A】→1-(2)へ(57件)
- 原則として全員を在宅勤務(又はその一部を休暇)とする／している【B】→1-(3)へ(34件)
- 現時点では事業所を再開していない(全員休暇を含む)(1件)
- 未定・検討中(0件)

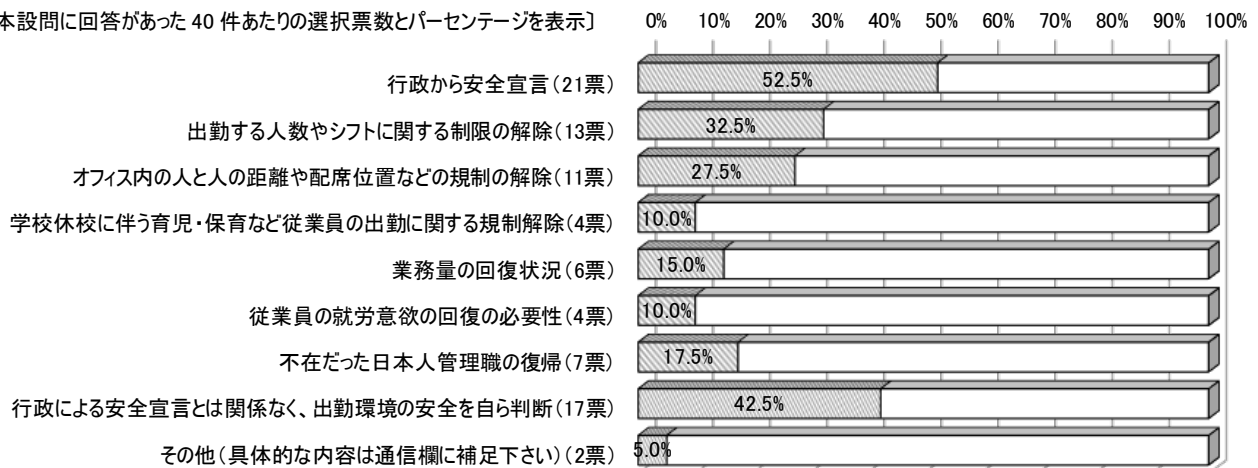
#### 1-(2) 【A】選択の方、「原則全員出勤(時差出勤、交代勤務を含む)」に戻す判断基準(複数選択可)

[本設問に回答があった59件あたりの選択票数とパーセンテージを表示]



#### 1-(3) 【B】選択の方、「一部在宅勤務又は休暇(又は全員出勤)」に改善する判断基準(複数選択可)

[本設問に回答があった40件あたりの選択票数とパーセンテージを表示]



**設問2** 北京の日本人駐在員の所在確認

2-(1) 本来北京にいるべき日本人駐在員数（択一）

☞ 130 社合計 552 人

2-(2) 上記のうち、現在（3月6日時点）の北京にいる駐在員数（択一）

☞ 130 社合計 420 人（約 76%）

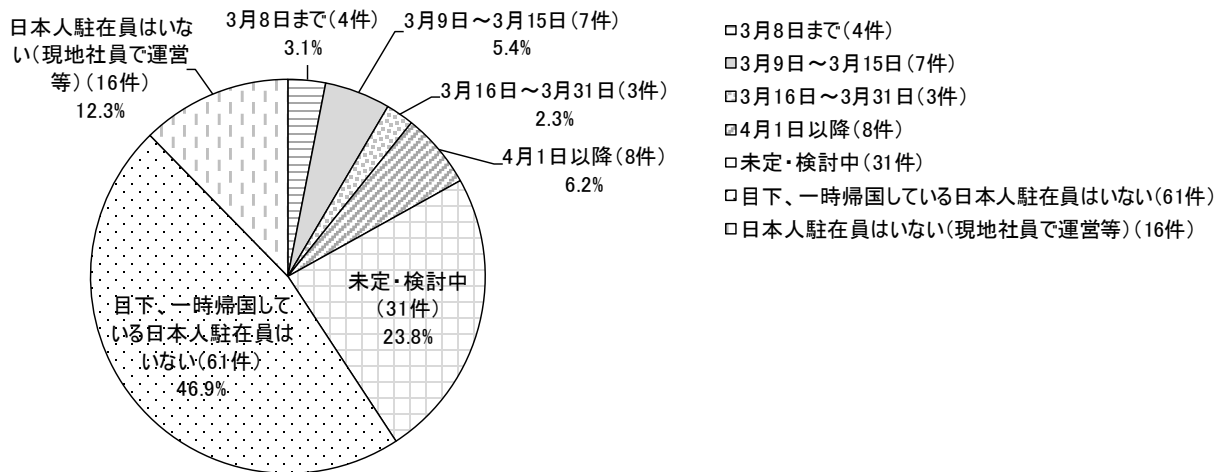
<駐在員数別の集計（単位：人）>

	現在（3月6日時点）北京にいる駐在員数																社数合計	└駐在員数
	0	1	2	3	4	5	7	9	10	11	13	15	17	33	72			
本来北京にいるべき日本人駐在員数	0	16															16	0
	1	15	28														43	43
	2	5	5	12													22	44
	3	3	3	1	4												11	33
	4		1	2	2	2											7	28
	5		1	1		1	3										6	30
	6			1		1	1										3	18
	7				1			1									2	14
	9								2								2	18
	10	1		1					1	2							5	50
	11							1			1						2	22
	13											3					3	39
	14										1						1	14
	15											1	1				2	30
	18													1			1	18
	22												1				1	22
	24			1													1	24
	33														1		1	33
	72															1	1	72
社数合計	40	38	19	7	4	4	2	3	2	2	4	2	1	1	1	130	552	
└駐在員数	0	38	38	21	16	20	14	27	20	22	52	30	17	33	72	420		

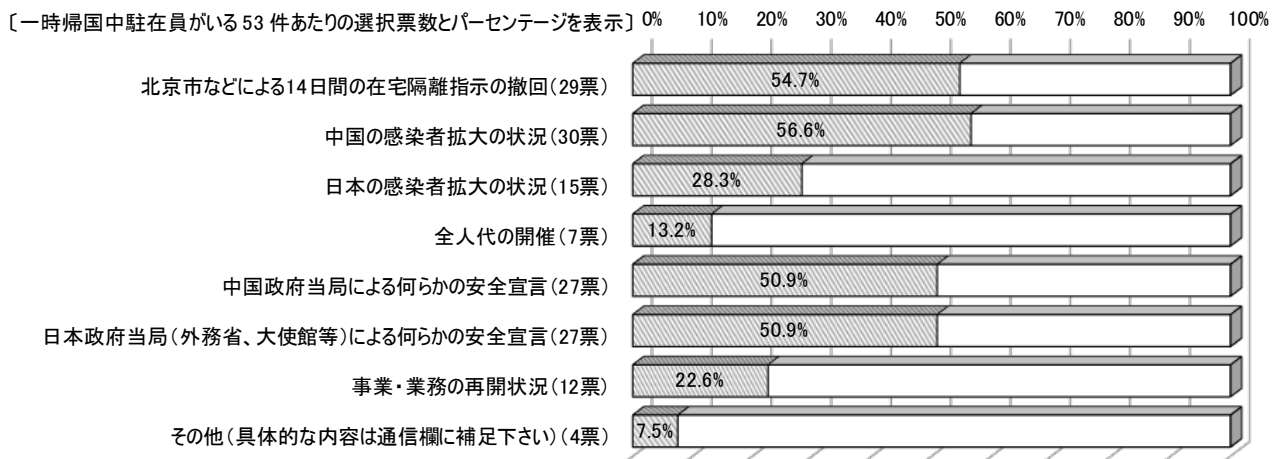
<所属部会・分科会別の集計（単位：人）>

中国日本商会における所属部会・分科会名	回答社数	A. 本来の駐在員数	B. 在北京駐在員数	B/A比率%
商社	14	78	57	73.1
工業1（重工業、プラント、建設、エネルギー、自動車等製造業）	25	118	103	87.3
工業2（電機、電子、IT〔ソフトウェア含む〕等製造業）	15	104	98	94.2
工業3（化学グループ）	4	7	3	42.9
工業3（ライフサイエンスグループ・医薬品）	9	29	22	75.9
工業3（ライフサイエンスグループ・医療機器）	3	3	2	66.7
工業3（ライフサイエンスグループ・化粧品）	0	0	0	—
工業3（その他）	11	20	14	70.0
金融（銀行、証券、損保、生保、政府系金融）	16	60	43	71.7
運輸・サービス（運輸、倉庫業）	7	34	31	91.2
運輸・サービス（流通業、サービス業）	22	70	32	45.7
団体	4	29	15	51.7
合計	130	552	420	76.1

### 2-(3) 一時帰国中の日本人駐在員全員が北京に戻る予定時期（択一）



### 2-(4) 一時帰国中の駐在員が北京に戻ることを決める判断基準（複数選択可）



### 設問3 居留証やビザに関する問題の発生状況（該当者がいる場合の人数（概数可）など）

設問	人数	その他
3-(1) 日本一時帰国中に居留証の期限が切れてしまい、再度新規に申請が必要となってしまった	1人:2件 計2人	
3-(2) 日本一時帰国中に居留証期限が迫り、更新のため中国に戻るか、戻らず新規申請するか迷っている	1人:2件 2人:2件 計6人	【工1】上海のグループ会社で1名該当者あり 【工1】3月末に日本に帰国中1名について期限が切れる 【金融】一時帰国中の帯同家族で該当あり 【運輸】一時帰国中1家族の居留証期限が切れる可能性大
3-(3) 日本一時帰国中に居留証期限が迫ったため、(14日間ルール等はあるが)中国に戻ることにした	1人:6件 計6人	
3-(4) 日本一時帰国中に居留証期限が迫ったが、更新のためには戻らず、再度新規申請することとした	なし	【商社】家族4名が日本に一時帰国中に居留証の期限が切れるため、新規申請する予定。
3-(5) 新規に中国赴任の予定だったが、ビザが発給されず或いは遅れ、予定が見えなくなってしまった	1人:2件 2人:2件 4人:1件 計8人	

#### 設問4 通信欄（自由記述・任意回答）

##### ● 北京市の14日間自宅観察または集中観察の措置に関するコメント

- ✓ 【商社】北京と天津間での移動により、どちらかの都市で隔離されるかどうかの再確認。2週間前は問題なかったが、今回の厳しい発表後明確な指示がない。
- ✓ 【工1】14日間の隔離期間は仕方ないとして、各マンションが実際どのような対応をしているのか、つまり少しでも出社や買物のため外出が許されるのかについて知りたい。
- ✓ 【工1】外地から北京に戻った社員は14日間隔離の終了後出勤となっているが、自社社員の親戚が外地から戻ったが、自分の小区には入れないため、14日間その社員の自宅で受入れた。そのため、社員や家族も必然的に2週間の隔離を受けてしまった。
- ✓ 【工1】在宅隔離に関して、各マンションやサービスアパートメントに運用ルールを任せるのではなく、政府として一律の運用指針を提示してもらいたい。
- ✓ 【工1】地方の生産工場へ納めた設備が稼働しているが、設備トラブルがあった時に、14日間規制があるため緊急対応が出来ない状況。
- ✓ 【工1】北京と瀋陽を兼務しているため、国内移動時の隔離政策の動向は気になっている。また、今後家族が北京に戻り、同居再開した場合、14日隔離完了後の本人も改めて隔離する必要があるのかという点は不明確な気がしている（理屈上は隔離すべきであるが、現在のやり方ではあくまで本人ベースという方法なので）。
- ✓ 【工2】マンションやオフィスビルから日本人の帰国時期に関する問い合わせがあった。
- ✓ 【工2】一時帰国で北京不在が長期間に及んでおり、業務に支障が出始めたこと、及び、日本からの帰京者に対する隔離制限が強化される可能性などを考えると、現在の14日ルールを受け入れてでも、早めに北京に戻ることを検討中。
- ✓ 【工3 その他】駐在員の日本から戻るタイミングについては個人的都合。
- ✓ 【工3 その他】3月5日に日本政府から発表された中国・韓国からの入国者抑制策について、現在中国にいる日本人が帰国する際の対応を詳しく知りたい。
- ✓ 【工3 その他】家族が日本から北京に戻って来て、自分自身も隔離状態となっている。
- ✓ 【金融】とにかく入京者の14日間隔離・健康観察ルールを早期に緩和してもらいたい。
- ✓ 【金融】各マンションの管理が厳しくなり、駐在員家族が日本から北京に戻る場合、同居人である駐在員も14日間自宅隔離ルールを適用されるため、家族が北京に戻れず困っている。
- ✓ 【金融】日本からの入境者に対する14日間の経過観察ルール適用強化の影響で、一時帰国中の帯同家族呼び戻しの判断が難しくなった。帯同家族呼び戻しに伴い、社員本人が経過観察対象者の同居人として経過観察対象となり、改めて14日間出勤ができなくなってしまう状況を避けるための追加対応が必要になるが、一部ホテル等で新規宿泊を受け付けていないケースもあるので、日本からの入境者／北京駐在日本人の新規宿泊を受け入れてくれるホテルの情報があると、大変助かる。
- ✓ 【金融】日本からの入国者に対する14日間隔離規制は、日本の防疫体制の「評価」の問題であり、受け入れるしかないと思うし、当面厳しくなりこそすれ緩和されるというのは期待できないとみている。ただ公寓によってバラツキがある隔離期間中の扱いに関し

ては、人道的見地から余りにも極端な対応（例：居室の外部からの完全封鎖など）については、是正を求めるように、日本人社会として動く必要があるかもしれない。

- ✓ 【サービス】14日間の隔離については引き続き交渉のうえ、早期撤回の道筋を探ってほしい。また日本人の入国拒否のような事態に発展しないよう調整を進めてほしい。
- ✓ 【サービス】14日間の隔離を受け入れるとして、過ごし方の工夫や知恵などの紹介をお願いしたい。例えば、何を準備すべきか（物資から娯楽、時間つぶし）、身体への健康維持方法（自室でできるトレーニングや食生活での注意点など）、さらに通信環境の整備やおすすめアプリの紹介（特にVPNは生命線）、精神的なアップダウンや乗り越え方（何日目が辛かったか、どうやって乗り越えたか）など。
- ✓ 【サービス】3月5日から、国家衛生健康委員会の疫情最新状況に、境外輸入確診病例の項目が増えた。2月25日以降、海外からの感染者の流入防止宣伝が大きくなり、14日間隔離の影響が業務に大きく影響し、日本から出張者、日本への出張がほぼ困難となった。東北三省、福建省などの日本からの出張者（非居住者）の14日間の経過観察は、指定施設で行われるということで、施設（滞在先）が到着後に確定される。現状では、一部市政府負担を除き1泊500元程度の自己負担のところが多いようで14日間となると7000元の一括支払いが生じる（国際ホテルでない場合は、日本のクレジットカードが使用できないため、支払いが困難な場合もあると想像している）。また査証免除期間が15日なので事前にMビザを取得しないと中国には出張できない。また日本への出張も、直行便が減少しているので、中国域内乗り継ぎの場合、帰国時に、北京以外の入国都市で14日間隔離、北京に戻り更に14日間自主隔離という可能性もあり、実際1ヶ月隔離では出張は出来ない。規制が始まる際は、報道されるが、終了の際は報道されないケースが多いこと、今後日本での感染がコントロールされても、他の国で感染が拡大していると、日本でのみの解除も難しいのではないかと考えている。どのような基準をクリアすれば、今後通常の移動が可能になるのか、ゴールが不明。
- ✓ 【サービス】いつも有益な情報提供に感謝。現在、日本人駐在員は全員日本に待機している。北京や上海へ戻っても2週間の隔離措置があり、判断基準が見つからない状況で、いつのタイミングで戻るか苦慮している。
- ✓ 【サービス】自宅観察以外の場所での隔離になると帰京への親会社判断は困難になる。
- ✓ 【団体】北京市の日本からの入境者に対するいわゆる「14日ルール」が一日も早く撤回されることを期待。

#### ● 出入国管理等に関するコメント

- ✓ 【工1】外務省注意喚起に対応し日本へ一時帰国しているが、北京での入国管理厳格化もあり、中国への再赴任時期を決めかねている。
- ✓ 【工2】日本で中国ビザ発給停止との情報があり混乱している。
- ✓ 【工3 化学】入国時の隔離措置につき、全土統一して欲しい。
- ✓ 【工3 医機】日本政府の新たな入国制限（中国・韓国からの渡航者 14日隔離）に関する詳細な情報が欲しい。また、この措置に伴う新たな対応を検討している企業があれば内容を教えて欲しい。

## ● 居留証、ビザに関するコメント

- ✓ 【工1】本人は北京に戻り更新したが家族の居留証が3月14日で期限を迎えてしまう。
- ✓ 【工2】一時帰国中でビザの期限を迎える対象者は、北京は幸いゼロだが、他の都市では直面している問題。中国政府に対する特別措置の働きかけを強く要請頂きたい。オンライン申請も可能だが、労働許可延長に必要な納税証明書取得にはパスポート原本が必要。また、新規赴任予定者の取得済みビザの失効および発給停止が起こっており、こちらも期日緩和等の措置をお願いしたい。
- ✓ 【金融】在日本中国大使館による査証発給手続きを迅速に再開していただきたい。現在、公証認証手続きの停止により結局査証手続きへ進めず、またはシステムの不具合による遅れなど、さまざまな理由で査証の発給が遅れているのが現状。駐在員の交代が遅れることで業務への影響が甚大であり、早急に改善していただきたい。
- ✓ 【運輸】ビザの問題に気を取られ「外国人工作許可証」手続きを忘れていた出向社員が国内の他法人で出てしまった。こちらの注意喚起も必要かと思う。
- ✓ 【運輸】居留証の家族分の更新猶予をいただきたい。

## ● 出勤体制、出勤対策、安全確保に関するコメント

- ✓ 【商社】3月2日週末までは全員在宅勤務としていたが、上海本社の意向により、3月9日週よりシフト制で全員出勤とした。
- ✓ 【工1】出勤体制の判断基準は、日系他社の出勤状況。
- ✓ 【工1】原則、日本に帰国してから14日後に北京に戻る（3月9日から13日で2名）。現在日本に帰国中の者を除き、輪番（曜日分け）で出勤している。
- ✓ 【工2】北京当局の管理が厳格化。勤務者を50%以下と要請され、対応に苦慮している。
- ✓ 【工3その他】地域管理委員会からの指導で、入居するビルが出勤率50%以下を遵守させられているため、この措置が解除されるまでは出勤を半分にしかできない。顧客への訪問も制限もしくは、会社に出勤していないためできない（⇒仕事にならない）。売上がこれ以上下がるのは、経営に大きく影響する。
- ✓ 【工3その他】来週から従業員を出勤させること検討しているが、事務所が入居しているビル管理のオフィス内の人と人の距離や配席位置の規制が非常に厳しく、一度に全員出勤させることができない。
- ✓ 【金融】オフィスビルのルール（全従業員の出勤率50%以内、一定間隔をあける等）に関して実質上強制となっており、全就業員の通常勤務体制へ戻すことができず、業務にも支障が出始めている。
- ✓ 【金融】駐在員の戻りに際しては同便に搭乗しないように注意（万一便内に罹患者が発生した場合のリスクヘッジ）。中国内出張について14日間の隔離がネックとなっている。
- ✓ 【サービス】通常勤怠に戻すタイミングは、行政サイドからの情報の他に、業界内の同業他社や主要な取引先の状況も考慮して決定する。
- ✓ 【サービス】時差通勤を導入して、ピーク時を避けて全員出勤とするか検討中。
- ✓ 【サービス】自宅観察以外の場所での隔離になると帰京への親会社判断は困難になる。

- ✓ 【サービス】政治の中心である北京市で感染拡大を起こさないために、継続して厳しく管理するよう指導されている。売場に対する行政の立ち入り検査（巡回・検査・指導の強化）が強化されている。街道事務所（十数名）が現場の対応状況について、様々な部署が毎日の様に入れ替わり検査に来ている状況。
- ✓ 【サービス】全従業員に対し承諾書への署名を要求された。内容は、自身は北京を離れたことがない／体温は正常である／北京の外に離れた人と接触したことはない／感染拡大した国や地域からの14日間未満の入京者と生活をしていない／1mルールを守る／自身の衛生管理をしっかり行う／マスクを必ず着用する／北京を出なければならない時は会社に報告し記録を残す／北京から戻った場合は報告し14日間の自宅隔離を行う／同居人が北京を離れ戻ってきた場合、自身は北京を出ていなくても14日間自宅隔離を行う／真実ではない情報を流さない。
- ✓ 【団体】入居オフィスビルの管理事務所から、疫情防控工作を実施するための「一企一冊一案制度」を要求され、その対応に苦労している。

### ● ビジネス全般への影響に関するコメント

- ✓ 【商社】地方へのトラック輸送力の不足で、貨物出荷が問題になっている。港（上海港）でも作業員不足で、客先の契約貨物到着後の引き取り時間が長くなる。まだ出張ができず、現場打合せや物資の確認などが出来なくなっている。
- ✓ 【工3その他】自社が労働密集型企業とのことで、地元政府から従業員の出勤人数制限が非常に厳しい。約600名の従業員のところ105名までの出勤許可を得て操業中。これでは納期遅れ、得意先への約束を守れないと何度もアピールしても無駄。異常な厳しさで非常に困っている。例え50%ほど300名出勤させても、一人当たりの作業面積は30~40㎡もあるにもかかわらず、ただ単に「人が多い」とのことで制限を受けている状況。
- ✓ 【運輸】サプライチェーンの大混乱により、特に航空貨物輸送に甚大な影響が発生している。各国規制等によりフライト運休や減便が相次いでいることで、貨物搭載スペースの逼迫、同時に運賃高騰も著しい。
- ✓ 【サービス】集客を高める販促は禁止。販促が行政の取締対象となっており、各社とも販促を抑えている状況。来店客が少なく、業績が厳しい状況に加え、販促も自粛が必要。

### ● その他コメント

- ✓ 【工3その他】今後テレワークや通信による授業等、正規な活動をネットにより行う局面が増大すると思われる。インターネット環境の整備という点で、高速化とプライバシーへのある程度の配慮、また必要以上のネット規制については少しでも撤廃してもらうよう検討を要望したい。
- ✓ 【工3その他】日本料理店がまだまだ再開できていないのはつらい。そろそろ、外買にも飽きてきた。散髪ができない（開いていない）。
- ✓ 【金融】日本への一時帰国者呼び寄せタイミングと関係するが、日本での感染拡大が懸念される中で、外務省・早期帰国検討勧告の見直し如何。

以上



## [付録] 設問一覧

### 1. 平常の出勤体制に戻すにあたって

#### 1-(1) 北京の事業所の現在の出勤体制(択一)

- 原則として全員出勤させている(時差出勤、交代勤務を含む)
- 一部を在宅勤務又は休暇とする／している【A】→1-(2)へ
- 原則として全員を在宅勤務(又はその一部を休暇)とする／している【B】→1-(3)へ
- 現時点では事業所を再開していない(全員休暇を含む)
- 未定・検討中
- その他 [ ]

#### 1-(2) 【A】選択の方、「原則全員出勤(時差出勤、交代勤務を含む)」に戻す判断基準(複数選択可)

- 行政から安全宣言
- 出勤する人数やシフトに関する制限の解除
- オフィス内の人と人の距離や配席位置などの規制の解除
- 学校休校に伴う育児・保育など従業員の出勤に関する規制解除
- 業務量の回復状況
- 従業員の就労意欲の回復の必要性
- 不在だった日本人管理職の復帰
- 行政による安全宣言とは関係なく、出勤環境の安全を自ら判断
- その他(具体的な内容は通信欄に補足下さい)

※【A】を選択していない方、特にない方はチェックなしで構いません。

#### 1-(3) 【B】選択の方、「一部在宅勤務又は休暇(又は全員出勤)」に改善する判断基準(複数選択可)

- 行政から安全宣言
- 出勤する人数やシフトに関する制限の解除
- オフィス内の人と人の距離や配席位置などの規制の解除
- 学校休校に伴う育児・保育など従業員の出勤に関する規制解除
- 業務量の回復状況
- 従業員の就労意欲の回復の必要性
- 不在だった日本人管理職の復帰
- 行政による安全宣言とは関係なく、出勤環境の安全を自ら判断
- その他(具体的な内容は通信欄に補足下さい)

※【B】を選択していない方、特にない方はチェックなしで構いません。

### 2. 北京の日本人駐在員の所在確認

#### 2-(1) 本来北京にいるべき日本人駐在員数(択一)

- 1人  2人  3人  4人  5人
- 日本人駐在員はいない(現地社員で運営等)  その他 [ ]

※ 6人以上の場合、その他に人数をご記入ください。10名、8人など単位は不要です(回答例:12)。正確に分からない場合は尤もらしい数字をお答えください。駐在員の家族は除きます。

#### 2-(2) 上記のうち、現在(3月6日時点)の北京にいる駐在員数(択一)

- 0人(全員が日本などの北京以外に滞在中)
- 1人  2人  3人  4人  5人
- 日本人駐在員はいない(現地社員で運営等)  その他 [ ]

※ 6人以上の場合、その他に人数をご記入ください。

#### 2-(3) 一時帰国中の日本人駐在員全員が北京に戻る予定時期(択一)

- 目下、一時帰国している日本人駐在員はいない
- 3月8日まで
- 3月9日～3月15日
- 3月16日～3月31日
- 4月1日以降
- 未定・検討中
- 日本人駐在員はいない(現地社員で運営等)
- その他 [ ]

#### 2-(4) 一時帰国中の駐在員が北京に戻ることを決める判断基準(複数選択可)

- 北京市などによる14日間の在宅隔離指示の撤回
- 中国の感染者拡大の状況
- 日本の感染者拡大の状況
- 全人代の開催
- 中国政府当局による何らかの安全宣言
- 日本政府当局(外務省、大使館等)による何らかの安全宣言
- 事業・業務の再開状況
- その他(具体的な内容は通信欄に補足下さい)

※ 一時帰国中の駐在員がいない場合はチェックなしで構いません。

### 3. 居留証やビザに関する問題の発生状況(該当者がいる場合の人数(概数可)など)

#### 3-(1) 日本一時帰国中に居留証の期限が切れてしまい、再度新規に申請が必要となってしまった

- 0人(対象者なし)  1人  2人  その他 [ ]

#### 3-(2) 日本一時帰国中に居留証期限が迫り、更新のため中国に戻るか、戻らず新規申請するか迷っている

- 0人(対象者なし)  1人  2人  その他 [ ]

#### 3-(3) 日本一時帰国中に居留証期限が迫ったため、(14日間ルール等はあるが)中国に戻ることにした

- 0人(対象者なし)  1人  2人  その他 [ ]

#### 3-(4) 日本一時帰国中に居留証期限が迫ったが、更新のためには戻らず、再度新規申請することとした

- 0人(対象者なし)  1人  2人  その他 [ ]

#### 3-(5) 新規に中国赴任の予定だったが、ビザが発給されず或いは遅れ、予定が見えなくなってしまった

- 0人(対象者なし)  1人  2人  その他 [ ]

### 4. 通信欄(自由記述・任意回答)

※ 中央地方政府の対応や措置の改善・悪化などに関する気づきの点等を含め、今後必要な情報、ビジネス全般への影響、課題・要望など、個社を特定できない差し支えない範囲で記述ください。

### 5. ご回答者様情報

社名・団体名、所属・役職、氏名、メール、所属部会・分科会

### ◆ 本件お問い合わせ先 :

日中経済協会北京事務所・岩永 (iwanaga@postbj.net)、澤津 (saw@postbj.net)

中国日本商会・渡辺 (watanabe\_taiichi@postbj.net)